

二 地域医療(医療機関)

医 院

本庄に毛利医院、重松医院、現在の片山医院の前身である医院が八幡に、幸には柴田医院があった。

歯科医院

幸に朝比奈歯科医院と片山歯科医院があった。

産 院(産婆さん)

本庄に藤田松代、幸に近藤ツネ、名や福田にも産婆がいて、ほとんど家庭で出産をしていた。

そ の 他

疲れた時や、身体の具合が悪い時は、よく灸をすえた。灸のツボにテンをおろすことができる人がいて遠くから訪ねてくる人もあった。その他に代々民間薬を伝える店や家があった。

三 民間衛生活動

共同清掃作業

河川や池の清掃を水利組合が中心になつて行っていた。家庭排水も河川や海に流さず、各戸で貯めておいて、農耕に利用していたので、河

川や池に生物が多く棲息し、自浄作用がはたらいていた。底に貯まった土砂をさらえたり、生い茂った草を刈り、取り除くといった作業であった。

大 掃 除

どの家も年に一度は畳を上げ、戸外に干して床下から念入りに清掃するのが年中行事の一つであった。

第五節 災 害

一 地震の記録

椋名の元庄屋柳原家の記録によれば、明治五年(一八七二)二月六日から同年三月六日まで一か月間の長期にわたって、断続的に地震が起こり、人々を恐怖させた。同書は、その状況を次のように記している(書下し文)。

二 月

- 一 六日 申下刻、終夜少しずつ震い、折々大分震う、
- 一 七日 少しずつ震い、戌刻大分震い、夜も時々震う、
- 一 十日 朝震い、それより間遠くなり、この様子なれば治まり候間申し居り候処、寅刻余程震い、子の下刻少し震い、それより、朝まで治まる、
- 一 十一日 辰刻小さく震い、巳中刻前の大震に戻り、普通の

四分位震い、夜分は震いなし、

- 一 十二日 未刻小さく震い、翌朝まで震いなし、
- 一 十二日 巳下刻、者分半震う、
- 一 十五日 辰刻小震
- 一 十六日 未刻小震
- 一 十七日 未刻小震
- 一 十九日 午刻より未上刻まで多く震い、酉上刻式分震う、
- 一 廿日 戌上刻者分五震う、
- 一 廿二日 未上刻式分震う、
- 一 廿四日 辰下刻時分より西風午刻よりはげし、
- 一 廿五日 夜半時分、たびたび□、
- 一 廿七日 夜三度小震、廿(小震?)
- 一 廿九日 申刻より多く震い、寅刻者分震う、
- 一 卅日 卯刻より多くて止む、戌下刻より雷多く、寅刻時分より多くて止む、
- 一 三月一日卯刻より晴天
- 一 同五日 未刻小震
- 一 同六日 戌刻小震

二 塩 害(宗門掘り紛争)

名村の山地から津倉平野の中央を貫流する舩大川は、もともと流水の利害に関係なく、大島一七か村で堤防宮繕費

用を出し合う古い慣習があったが、明治九年(一八七六)九月になって、もやい費用の出し合いについて紛争が起り、それ以来、この問題の解決方を県庁へ願い出るとともに、また話し合いによる和解の方法も試みられたが、いっこうに解決しなかった。

古く元禄年間(一六八八〜一七〇二)にさかのぼって、幸新田干拓工事が行われ、天井川としての舩大川を築造して、亀老山・姫政山・八幡山及びそれに連なる山地の水を一手に集めて、津倉湾に流すということになったが、あいにく満潮時の海面よりも、海岸堤防内の地面が低いため、堤防内側に貯水堀を設けて、満潮時には内扉を閉めて、いったんここに蓄えて、干潮時を待って内扉を開いて海に放出することにした。暴風時には海岸堤防を乗り越えた海水が、この堀の中に打ちこまれるので、この水は塩分が多かった。この貯水堀も、長期間放置していると、しだいに土砂が堆積して浅くなるので、毎年春に一度、「宗門掘り」といって、役人が出張して、各村から年齢一五歳以上六〇歳までの者が約一〇〇〇人出役して、「堀さらえ」をすることにしていた。そして出役した人夫に対しては、一日につき

「かゆ五合」ずつ役所より支給されることになっていた。ところが、明治四年(一八七二)の廢藩置県以後は、このかゆ米の支給が廃止され、しかも直接水掛りになっている

名・本庄・八幡・仁江・福田・幸新田の六か村で、この宗門掘りを引き受けることになり、着手してみると、出夫する者わずかに一〇〇人あまりで、じゅうぶんな作業ができなかった。そのため、付近の水田の表面と、貯水堀の水位とが接近して、堀の中の塩分まじりの悪水が水田に流れ込み、米作に大きな被害（塩害）をもたらした。

そこで明治九年（一八七六）九月から紛争が始まって、一七か村の代表者が連名でもって愛媛県令に願ひ出、更に名・本庄・八幡・仁江・福田・幸新田の六か村で出夫及び費用の割り当てについて協議したところ、六か村の水掛り反別へ割り当てるのが至当であると議決したが、ひとり名村だけは承諾しなかった。なお区長からも同村に対していろいろと説諭を試みたが折り合いがつかなかった。そこで仕方なく幸新田村の百姓惣代矢野丑造、組頭小原盛策二人の連名と、これに戸長富田宝三の副申書を添えて、愛媛県令岩村高俊に善処方の陳情書を提出した。これが紛争開始後二六か月経過した明治十一年（一八七八）一月二二日のことである。

一方、関係一七か村代表者も、話し合いによる自主的解決への努力を怠らず、同一〇月二五日によく協議がまとまって、次の誓約書を整えることができた。

その内容の概略は、

① 大川堤塘管轄費用を三分し、名・本庄の両村は各々その一分ずつを引き受け、残り一分を幸新田村に課す。但し、幸新田村はその一分中の四割を引き受け、残り六割は大島一四か村で引き受けるものとする。

② 前条（第一条）大島一四ヶ村に引き受けた処の六分の費用は、必ず管轄庁の検査を受けた堤塘管轄費用に限るものとする。

③ 従来の大島筋大川に係る堤塘諸費を分離し、更にこの約定書を取り交わした上は、以後どんな事故があろうとも決して誓約に背かず、万一紛争を申し出る者ある場合は、どんな処分を受けても決して不服をとない。

④ この度、協議決定した上は、今後、流水溜池の利害を受けると否とにかかわらず、右の外もやい費を徴し、あるいは分離するなどの儀は、決して申し出ないこと。

といったもので、署名人（人民惣代）として本庄村村上新八・村上房五郎、名村柴田金造・村上平治、幸新田村小原藤三郎・矢野丑造、八幡村片山平太郎、仁江村渡辺熊吉・小笠原其七、福田村村上喜惣太、泊村岡田隆吉・岡田大三郎、田浦村砂田喜太郎、早川村真木秀治、余所国村小田太平治、宮窪村村上与平治、友浦村河野和太治、南浦村柴田梅造、正味村高田重平、臥間村村上友造、椋名村矢野利七、津島村村上七郎治らが名を連ねている。

右の約定書を取り交わしてから一か月余を経て、同年一

二月二日に戸長と幸新田村の百姓惣代矢野丑造が同行して、県庁地租改正課へ出頭した。ここで県庁から申し渡されたのは、この宗門掘りのさらえ費用を全部幸新田村に出させることにし、その代わりに、水田の場合は二級、畑の場合は一級地租率をくり下げることとして、他の五か村はこの関係から直ちに分離するという裁定であった。そこで兩名はこれを承服した上で、早速幸新田村からは、「村方海岸堤塘内部汐除悪水抜き浚之方、名・本庄・八幡・仁江・福田・幸新田六ヶ村、舫費用課出方御処分の儀、一〇月廿二日付を以て出願仕り置き候処、今般下方にて協議相整い申し候間、右御取消し願ひ書、御却下なし下されたく」と先に提出した陳情書の取消願ひを出し、一方、県側はこれに対して、「書面の趣聞き届け、朱書差下し候条、協議相整い候上は、互いに証書取換えをなし、後日紛争を生ぜざるよう致すべき事」と朱書の指令書を渡し、宗門掘りの一件は落着した。

三 明治一七年の暴風雨・高潮の記録

明治一七年（一八八四）八月二五日、未曾有の暴風雨・高潮に襲われた。

昭和四六年（一九七一）八月二〇日には、今治付近を通過

して大災害をもたらした台風一〇号の被害も、近年稀にみる強い台風であった。これによって、津倉小学校の校庭の巨木ヒマラヤンダーが倒れ、吉海中学校は校舎の屋根瓦がはがれ、亀山小学校も屋根瓦をはじめ、相当の被害を受けたことは、まだ記憶に新しいが、明治一七年の暴風雨・津波のそれは、記録・伝承などからみると、台風一〇号のそれよりも、はるかに強烈で、大きな被害が出たようである。『津倉村史材』は、それについて次のように記録している。

明治一七年八月二五日の暴風（書下し文）

一 暴風に罹りたる地名 仁江村・八幡村・幸新田村

右村の内、猛烈を極めたる地名仁江村の内、志津見・平草・五反地・長尻・八幡村の内、家の下・浜屋敷・下清水・清水・古川跡・井手口・荒畑、幸新田村

一 暴風時刻八月二五日後五時吹き起り、翌二六日後五時止む、

一 風位風力東風猛烈、二五日後一二時、西南風に吹き返し、大風にして樹幹を倒し、家屋を破壊す、

一 天候暴風前大雨、以後二六日午前五時、曇天に變す、

一 海嘯（高潮）洪水等 暴風中西南風に転じたる頃より、俄かに陸地に海嘯す、

一 損害個数

暴風の損害 仁江村家屋三軒、官木松木三本根倒れ、八

幡村家屋六軒、官木松木一本根倒れ、幸新田村官木松木一本枝折れ、海嘯損害

仁江村 家屋一一軒

田反別八町一畝歩 稻
畑反別二反一畝歩 甘藷、きび
宅地反別四反一畝歩

八幡村 家屋三軒

死亡人員三名男一名、女二名
田反別一三町四反一畝歩 稻
畑反別三反五畝歩 甘藷、きび
宅地反別八畝二〇歩

幸新田村家屋六二軒

田反別二七町六反七畝一〇歩 稻
畑反別二町五反六畝一二歩 甘藷、きび
宅地反別二町二反二畝一七歩
雑種地反別九畝二二歩
堤塘切断一ヶ所、延長七五間

右報告候也、

明治一七年九月一日

越智郡仁江・八幡・幸新田村

戸長 小原盛策

代理用係 矢野佐七

今治警察署宮窪分署御中

明治一七年八月二五日、暴風雨記事

越智郡本庄村

一 暴風午後四時過ぎより明二六日午前五時まで、東暴風四時より同一〇時まで、同一一時より南西台風回転じ、明二六日午前五時まで、

一 天候 雷、落雷なし
一 家屋二戸流失

一 製塩場家屋二戸分悉く皆流失

一 外に右同一一戸製塩場の内、建家一八棟流失

一 道路二ヶ所破損

一 海岸潮除堤塘九ヶ所大破

一 稲田反別およそ二町五反歩損害

一 甘藷畑反別およそ一〇町八反歩損害

一 宅地反別一反歩損害

右報告候也

明治一七年八月二八日

越智郡本庄村戸長

今治警察署宮窪分署御中

野間豊五郎

官費修繕所大破の儀に付き届く

越智郡本庄村字前堀

一 潮除堤防 東側一ヶ所

同郡同村同所

一 樋管 西側一ヶ所 東側三ヶ所

同郡同村字後堀

一 潮除堤防 北側一ヶ所 南側一ヶ所

同郡同村字向堀

一 潮除堤防 西側三ヶ所 北側二ヶ所

右者本月二五日午後一一時頃なるや。暴風雨にて潮満ち上り、それが為に、堤防一面に潮打ち越し候に付き、村民共呼び出し、種々の防ぎ方仕り候得共、追々、潮満ち上り、平素より、およそ、四尺余りにて、前記の箇所大破に相成り候間、このままに数日も捨て置き候ては、塩田は勿論、田畑、宅地も大潰れ相成り、容易ならざるの個所に候間、大急ぎ御検査修繕成し下され度く、この段、御届け仕り候也。

明治一七年八月二六日

越智郡本庄村惣代 藤本保五郎

戸長代理用係 西部宝順

越智野間郡長 黒川通成殿

越智郡幸新田村字大土手九月五日潮止記(書下し文)

一 土俵 高さ一問三合

一 土俵数 五、八一〇俵

一 一坪に付 一〇六俵

一 人足遺数 二七九人

一 指凶人 数十人

一 杭の数 九六七本

一 潮止坪数 一〇九坪二合、但し半分

一 土俵 平均一俵目方およそ一三貫

一 人夫に上人、下人の差別これ有り候得共、その賃金一五銭

一 今夜満ちたる潮面より上へ土俵二尺五寸

右の通りに候也

明治一七年九月六日

越智郡本庄村戸長

野間豊五郎

四 泊・田浦の大水害

昭和一五年(一九四〇)のこと、この年の梅雨は七月になっても容易に明けそうもなく、毎日しとしとと雨が降り続き、西日本の各地に洪水・山崩れの被害が起こった。大島でも、各所に崖崩れ、川岸の決潰、家屋の流失・倒壊などの災害が発生したが、中でも最も悲惨を極めたのが、泊・田浦地区であった。特に、泊の相田の谷の山崩れ、泊から小学校を経て田浦峠に至る地域の山崩れは、田畑の境界をつぶし、家屋を押し流して、山のような泥流が怒濤となって低地を埋め尽くした。この際、自宅にいた六年生の



泊小学校北側を流れる新川、ここも水害時には土砂の津波が寄せた。(吉海町大字泊)

児童が一名家屋倒壊のために死亡し、他に二名の児童が重軽傷を負うという悲惨な結果を招いた。

当日の水害状況について、泊尋常小学校長から県知事にあてた報告書(昭和十五年七月八日、

越智郡泊尋常高等小学校長岡田友一、愛媛県知事持永義夫宛て、「水害状況報告書」)によってその惨状の一端を伺い知ることが出来る。

一 水害概況並に職員対処次第

昭和十五年七月八日、午前三時頃よりの降雨を氣にかけつつ登校す(六時四十分)。雨未だ止まず。悪天候と見るや、既に登校せる二十名許りの児童の処置を考え、宇高・重松教員及び宿直員岡田教員に命じて部落別に帰宅させんとしたる時、小川・村上・芥川・池田・村上ノ教員馳せ付ける。児童は

泊・福田部落の者のみにして、橋を渡しなどして帰宅せしめ、未だ登校せざる児童へ登校禁止を言い渡し置く。そのうち水は急に激しくなり、時に八時前、全職員を二分して、校長・小川・村上・芥川・池田教員は御真影の奉護に、岡田・村上ノ・宇高・重松教員を重要書類持ち出しの準備を命ず。御真影護衛の任に付き、直ちに奉遷せんとしたる時、豪雨に加うるに三個所の用水池決潰の濁流に、倒壊家屋は一時に学校の前面と校舎の後に押し寄せ、濁流は瞬く間に学校を取り囲む。奉遷せんとする前路も後路も全く遮断され、その上、周囲は山崩れの有様で、前途を喪失した。この時、奉遷を企つるのが是か、奉安殿の続く限り時の至るを待つが是か、奉遷の時を図り、前路の危険を恐れ、奉安殿の安危を氣遣いつつ、万が一最後は御真影御共に吾々全職員は必死の覚悟を誓って外の状況をにらみつつ、奉安殿を護衛し奉る祈りを続けること二時間余、幸にして十時、雨は小止みとなり、男教員の一部をして、村民と協同して奉安殿の周りの排水作業を為さしむ。正午頃、雨は全く止み、流水の量も減じて、御真影の御異状は無く、大丈夫と考えたが、教員の一部は相変わらず護衛の任に残し、他は児童の様子探索のため三部落へ派遣す。電話不通に付き、小田大山村長に依頼して今治へ特船を出し、御真影御異状なきこと、及び被害概況を学務課へ報告したるなり。登校帰宅の途中の児童には一名の被害者もなく、田浦部落において、自宅にありし児童(六年生)一名、家屋倒

壊のため死亡。重軽傷児童二名ばかりあり。

夕方、空模様は相変わらず険悪。その上、夜となることを恐れて、警察官、学務委員、全職員協力して処務規定に依り、橋八幡神社へ聊かの御異状もなく奉遷を終り、現在も全職員護衛の任につけり。

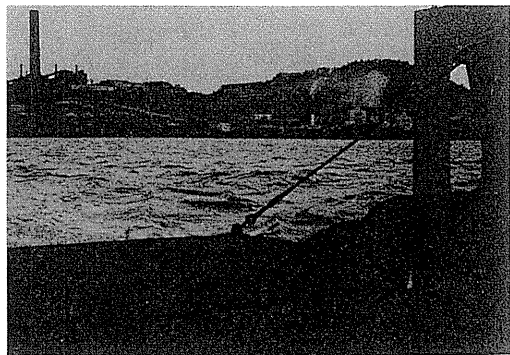
学校の被害は、青年学校の特別教室を倒壊、農舎・土間廊下・校庭は砂にて埋まる。(以下略)

五 四阪島の煙害

四阪島(宮窪町)における住友精錬溶鋳炉の亜硫酸ガスを含んだ鋳毒が、農作物に対する被害の激甚であることがわかったのは、明治三十八年(一九〇五)ころのことであった。

そこで越智郡内の被害関係町村が連合してこの救済方法を講ずることになり、明治四一年(一九〇八)には、大島・伯方島の被害関係七か村で島部煙害組合を組織し、以来煙害救済に関する調査に着手し、またそれに要する費用の支出負担額などを定め、同年、帝国議會貴族・衆議両院へ煙害救済に関する諸願書を提出し、翌四二年一月、右の請願書を農商務大臣へも提出した。そこで、同省は、以後毎年米麦作の煙害坪刈りを実施することになった。

一方、被害者関係者と住友家との間の話し合いは、明治四二年(一九〇九)中に再三行われ、双方とも円満妥結をし



船上より四阪島をみる

ようと、尾道で会見交渉が行われた。しかし、この交渉はまともならず、物別れになった。

翌明治四三年(一九一〇)農商務省の斡旋で東京で会見することになり、同年一月二十四日、住友家の代表者三名及び越智・周桑・新居・宇摩四郡の被害地代表者一〇名のほかに、伊沢愛媛県知事、前記四郡長らがいっせいに上京した。時の大浦農相は二四日に一同を官邸に招き、関係各局長を列席させ、次のように訓示した。

農業は國家の重要な産業たるは勿論なれども、鋳業もまた大いにこれが発達を企図せざるべからざるを以て、彼此の利害を調和して、農鋳業相併進するの道を講ぜざるべからず。故に、両者大局の上より觀察して互いに譲歩し、多年の問題たる煙害事件を円満に解決せしめられたし。